

住家被害認定の調査方法について（案）
（調査方法WGによる検討）

1. 住家被害認定の調査・判定方法を定める災害の種類

- ①現場の調査員の利便性を考慮し、「地震等」と「浸水」の2編構成を、災害ごとの構成に改めることとしてはどうか。また、運用指針で定める災害の種類としては、被害認定の件数の多い「地震」、「水害」、「風害」の3種類としてはどうか。

2. 調査フロー

- ①地震による住家（木造・プレハブ）被害については、次のとおり第1次調査及び第2次調査を実施することとしてはどうか。
- 第1次調査として、外観から一見して全壊と判断できる場合を除き、建物の傾斜を計測するとともに、目視調査により基礎、壁及び屋根の損傷の状況を調査することを原則としてはどうか。
- 第1次調査を実施した住家の被災者から申請があった場合には、第2次調査として、第1次調査の調査内容に加え、外壁、耐力壁、床、内装、建具、天井及び設備の損傷の状況を調査することを原則としてはどうか。
- ②水害又は風害による住家被害については、外観から一見して全壊と判断できる場合及び明らかに被害が半壊に至らないと判断できる場合を除き、内部立入調査を実施し、全部位について調査することを原則としてはどうか。
- ③大規模な地震のように調査住家が多数に上る場合にも、迅速に調査が実施できるよう、第1次調査について、より簡素化した調査・判定方法の導入を検討してはどうか。

※第1次調査の簡素化の方策に関しては、次のような意見があった。

- ・現行の判定方法では、各部位において、損傷程度ごとに損傷面積を把握し、加重平均を取って損害割合を算出することとなっているが、一の部位全体の損傷の状況から、当該部位の損害割合を判定できる仕組みにできないか。
- ・現行の判定方法では、損傷の程度を5区分で判定することになっているが、損傷の程度の区分を3区分程度に簡素化できないか。

- ④また、首都直下地震や首都地域における大規模水害のような場合には、調査件数が膨大となり調査に時間がかかりすぎるおそれがある。このため、このような災害時における地方公共団体における調査体制の在り方のほか、効率的な調査・判定手法などについて、今後、別途検討を進める必要がある。

3. 被災建築物応急危険度判定との連携

- ①調査の対象とする地域の設定や調査の順番の決定等被害認定調査の方針を決める際に、応急危険度判定の判定結果を参考にすることができる。
- ②被災住家に応急危険度判定のステッカーが貼付されている場合には、その判定結果及びコメントを確認することとしてはどうか。
- ③応急危険度判定の判定において、以下のような理由で「危険」とされているものについては、被害認定においても、「全壊」とみなしてよいこととしてはどうか。
- ・ 建築物全体又は一部の崩壊・落階
 - ・ 建築物全体又は一部の著しい傾斜

4. 調査結果の記録等

- ①被災者から求められた場合等に、判定の根拠等について情報提供できるように、調査結果（調査票・損傷状況の分かる写真等）を適切に記録し、整理しておくこととしてはどうか。

5. その他

- ①耐力壁と内壁と外壁については、建築の専門家以外にはその違いが分かりにくいと考えられることから、もっと分かりやすくするべきではないか。